

令和8年第2回(2月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和8年2月24日(火)

応招議員(12名)

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	教育長	関一男君
総務課長	熊谷有司君	財政課長	菅野直人君
まちづくり政策課長	高橋優君	復興推進課長	武藤亨介君
復興推進課技監	櫛濱学君	税務課長	片倉剛君
保健福祉課長	小野純一君	商工観光課長	武田力也君
地域整備課長	遠藤歩未君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	伊藤義継君	学校教育課長	角田倫明君
社会教育課長	遠藤正智君		

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 千葉 真弓 主事 高橋 映瑠

議事日程第1号

令和8年2月24日(火曜日) 午前11時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3	報告第1号	専決処分の報告について
日程第4	議案第5号	工事請負契約の締結について
日程第5	議案第6号	工事請負契約の締結について

本日の会議に付した案件
議事日程と同じ

午 前 11時00分 開 会

議長（石垣正博君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回大郷町議会臨時会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで町長より御挨拶をお願いいたします。いただきます。町長お願いします。

町長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和8年第2回大郷町議会臨時会を招集をいたしましたところ議員の皆様におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

暦の上では雨水が過ぎ、徐々に暖くなる時期となりましたが、これから三寒四温を繰り返し、本格的な春を迎えるまで、議員の皆様には体調管理に十分御留意の上、御活躍いただきたいことをお願いを申し上げます。

さて、本日御提案を申し上げます議案につきましては、報告関係では、2月8日に投開票が行われた衆議院議員総選挙に係る一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について上程をいたします。次に、一般議案といたしまして、令和7年度粕川地区避難道路整備工事（第一工区）及び令和7年度粕川地区避難道路整備工事（第二工区）の工事請負契約の締結について御提案を申し上げます。以上、今回御提案をさせていただきます議案につきましては、後刻担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしく申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番熱海文義議員及び11番高橋重信議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石垣正博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

議長（石垣正博君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

まず、初めに提出者から報告第1号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和7年度大郷町一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月24日提出

大郷町長 石川良彦

次ページをお開き願います。

専決第1号 専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

令和7年度大郷町一般会計補正予算（第8号）

令和8年1月23日 専決

大郷町長 石川良彦

続きまして、5ページをお開き願います。

専決第1号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第8号）

令和7年度大郷町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ753万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,964万5,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日 専決

大郷町長 石川良彦

まず、今回の補正予算の概要について御説明いたします。補正予算第8号ですが、去る1月23日の衆議院解散により2月8日に選挙が行われることになったことから、早急に執行予算を確保する必要が生じたため、地方自治法第180の規定により、1月23日に専決処分を行ったものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。16款県支出金、第3項委託金753万4,000円の増額補正です。衆議院議員選挙執行経費の委託金で、歳出と見合いの額を計上したものでございます。歳入補正額合計753万4,000円の増額補正です。

7ページをお開きください。

歳出になります。第2款総務費、第4項選挙費753万4,000円の増額補正です。投開票管理者、投開票立会人、選挙管理委員会委員の報酬、投開票事務従事者の時間外勤務手当、消耗品費、入場券作成やポスター掲示板設置及び撤去等の各業務委託料の選挙執行に係る所要の額を計上したものでございます。歳出補正額合計753万4,000円の増額補正です。補正前の予算額61億5,211万1,000円に歳入歳出それぞれ753万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ61億5,964万5,000円とするものです。

以上で、報告第1号 専決処分の報告について、令和7年度一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で報告第1号の報告を終わります。

専決処分の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第4 議案第5号 工事請負契約の締結について

議長（石垣正博君） 日程第4、議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第5号 工事請負契約の締結についての提案理由の説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

議案第5号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和7年度粕川地区避難道路整備工事(第1工区)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 75,878,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
6,898,000円)
- 4 契約の相手方 宮城県黒川郡大和町小野字馬場94番地55
我妻建設株式会社黒川営業所

令和8年2月24日提出

大郷町長 石川良彦

議案第5号につきましては、令和7年度粕川地区避難道路整備工事(第一工区)の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法及び条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

初めに工事概要の説明をいたします。工事概要は土工掘削工V=270m³、盛土工V=1,450m³、法面項工植生工A=830m²、擁壁工一式石ブロック済み工一式、舗装工アスファルト舗装工A=1,280m²防護柵工一式、動力ケーブル配管切り回し工一式となります。工期は、議決された日の翌日から令和8年3月31日までです。本件につきましては、設計価格が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出された条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和8年1月16日に入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、土木工事一式の承認格付け

Aランクで、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が850点以上であること。入札公告日において、宮城県内に本社または本店から委任を受けた支店等を有すること、特定建設業の許可を有していること、直接雇用関係のある管理技術者を専任で配置できること、平成27年度以降に、国または県から道路改良工事を元請けで完成させ、かつ引き渡した実績があることとしたところです。その後、1月20日に条件付き一般競争入札告示を行い、設計書等の縦覧、閲覧、参加申請書の受付期間を経て、1月28日入札参加資格判定委員会を開催いたしました。入札参加申請に当たっては、今回落札した我妻建設株式会社黒川営業所を含め3社から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、その旨通知の上、2月9日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、予定価格9,968万8,000円に対し、最低入札価格は我妻建設株式会社黒川営業所の6,898万円でしたが、この金額が低入札調査基準価額として設定した8,971万9,200円を下回ったため、大郷町低入札価格取扱要項第3条の規定により落札の決定を保留するとともに、2月13日に同社のヒアリングを実施の上、2月16日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところです。審議の結果ですが、同社は創業59年を数え、大崎市に本社、大和町に営業所がある会社となります。経営状況及び信用状況に特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中で受注意欲もある。また、平成28年度の宮城県仙台土木事務所発注の西川橋橋梁災害復旧道路改良工事において、同種の道路改良工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、利益の確保が見込まれることなどを理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施行にあたり契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格を持って入札した我妻建設株式会社黒川営業所を落札者として決定し、契約金額を消費税及び消費税の額を加算した7,587万8,000円として、2月20日付けで工事請負仮契約を締結し、今回提案することとなったものでございます。

以上で、議案第5号工事請負契約の締結についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、3点お伺いをいたします。まず1点目ですが、落

札価格が予定価格の約69%と低価格となっております。それで、町の予定価格の積算の結果とですね、今回も相手方となる業者から提出された工事費の内訳書を比較した場合にどの項目について、金額の差異があるのかお伺いをいたします。2点目ですが、今回の入札においてですね、予定価格の設定は妥当だったのでしょうか。高めに設定されていたので、あとの見方がございますが、見解についてお伺いをいたします。最後まで3点目ですが、こちら要望となるのですが、契約の相手先となる業者に対しては、納期を遵守するように指導をしていただきたいと思います。業者がですね、工期の延長を求めてきた場合ですが、それが正当な理由によるものなのか厳正にチェックすることを要望いたしますが、見解についてお伺いをいたします。以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） はい、お答えします。落札、1点目のですね、落札価格が予定価格との乖離があるのは、原因は何かという点でございますが、提出いただいた書類を確認いたしまして、内容としましては、共通仮設費や現場管理費、一般管理費に大分開きがあったものでございます。で、2点目の予定価格の設定は妥当かというお話ですが、町ではですね、国県の基準に基づきまして適正に工事価格を設定しておりますので、問題ないと考えております。続いて3点目の業者の工期の延長の際の対応ですが、こちらにつきましてもしつかりですね、町のほうで管理させていただきまして、適正な工期で終われるように対応していきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、1点目の低価格となっていた項目についてなんですけども、全体的に予定価格の69%ということで、品質が確保されるのかどうかという心配する見方もございますが、その点について見解をお聞かせください。あと2点目の入札の方法、すみません、失礼しました、落札の予定価格の設定なんですけども、過去にですね、やはり低入札となった事案が何件かございまして、その理由を確認しますと、やはりこう、資材運搬費を相手方は定額に提示してきたっていうケースがございました。で、今回もですね、全協の際にお聞きすると、資材運搬費、やはり差異が見られたということで、今後のですね、見積もりにおいては、そういった点もぜひ考慮していただければと思いますが、見解についてお聞かせください。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） はい、それでは1点目の品質確保についてですが、こちらについては、低入札のヒアリングを行っております。品質確保に関する書類を提出いただいております。そちらのヒアリングの中でですね、町のほうから何点か質問させていただいて、しっかりあのできるっていう方法で確認させていただいておりますので、問題ないと考えております。また、町のほうでも現場検査を重点的に行いまして、隠蔽部分についてもしっかり確認した上で、適正な指導を行っていただければと考えております。2点目の落札の予定価格の設定っていうことですが、資材置き場のお話が先ほど出ておりましたが、今回についても資材置き場からの距離が近いという理由で経費のほう削減されておりますが、こちらについては先ほどお話したように、国県の積算基準がありまして、町単独で下げることはちょっと難しい状況にあります。以上です。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、1点目の低入札となった項目等について関連するのですが、低い金額の場合ですね、そのしわ寄せが、実際に作業する労働者の方々にそういったしわ寄せがいくことが懸念されます。で、今回ですね、労務費のダンピング調査っていう対応が義務化されたとお聞きしておりますが、そういった調査を行われたのか、最後にお伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） はい、下請けについての確認ですが、こちらも低入札のヒアリングのほうで行っております。で、町ではですね、施工体制台帳や、あと指定受け通知などの確認を通じて、法定福利費、先ほど議員さんがおっしゃいました経費をちゃんと見込んでいるかというのも今回確認させていただきますので、問題ないと考えております。以上です。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） それでは、ないようでございますので、これをもって質疑終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

す。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第6号 工事請負契約の締結について

議長（石垣正博君） 日程第5、議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第6号 工事請負契約の締結についての提案理由の御説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第6号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和7年度粕川地区避難道路整備工事(第二工区)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 54,560,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
4,960,000円)
- 4 契約の相手方 宮城県黒川郡大郷町土橋字台畑11番地の1
株式会社高一建設

令和8年2月24日提出

大郷町長 石川良彦

議案第6号につきましては、令和7年度粕川地区避難道路整備工事(第二工区)の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法及び条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

初めに工事概要の説明をいたします。工事概要は土工掘削工V=130m³、盛土工V=2050m³、法面工植生工A=450m²、擁壁工一式、舗装工

アスファルト舗装工A=2410㎡、防護柵工一式となります。工期は、議決された日の翌日から令和8年3月31日までです。本件につきましては、設計価格が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出された条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和8年1月16日に入札参加条件設定委員会を開催し資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、土木一式工事の承認格付けBランク以上で、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が700点以上であること、入札告示日において、富谷市黒川郡に本店または本店から委任を受けた支店等を有すること、特定建設業または一般建設業の許可を有していること、直接雇用関係のある主任技術者を専任で配置できること、平成27年度以降、国または地方公共団体から道路改良工事を元請けで完成させ、かつ引き渡した実績があることとしたところでございます。その後、1月20日に条件付一般競争入札報告を行い、設計図等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、1月28日入札資格判定委員会を開催いたしました。入札参加申請にあたっては、今回落札した株式会社高一建設を含め4社から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、その旨通知の上、2月9日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、予定価格6,623万2,000円に対し、最低入札価格は、株式会社高一建設の4,960万円でしたが、この金額が、低入札調査基準価格として設定した5,960万8,800円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要項第3条の規定により、落札の決定を保留するとともに、2月13日に同社のヒアリングを実施の上、2月16日に低入札調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところです。審議の結果ですが、同社は創業31年を数え、町内に本社のある会社となります。経営状況及び信用状況に特段の所見はなく、品質の保全に万全を期するという中で受注意欲もあり、また令和4年度に本町発注の土橋明ヶ沢線道路改良工事において、同種の道路改良工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、利益の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格を持って入札した株式会社高一建設を落札者として決定し、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した5,456万円として、2月20日付けで工事請負仮契約を締結し、今回提案することとなったものでございます。

以上で、議案第6号 工事協議契約の締結についての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、2点お伺いをいたします。先ほどの質問とかぶるのですが、本契約におきましては、落札価格が予定価格の約74%と低価格となっております。それで、町の積算の結果と相手方から提出された工事費の内訳書を比較した際に、どのような項目に金額の差異があったのかお伺いいたします。2点目ですが、こちら先ほどと同様となりますが、本契約の相手方に対しても納期をですね、遵守するように指導をしていただきたいと思います。見解についてお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） はい、お答えします。1点目の落札価格と町の予定価格の差につきましては、低入札ヒアリングで提出された書類を確認いたしますと、共通仮設費、あと現場管理費で3割ほどの差が出ております。以上で、あと2点目ですね、工期の遵守ってということですが、先ほど一工区目でも御説明しましたように、町でもしっかり適正に管理を行って、工期を遵守していただくように指導を行っていきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） はい、1点目の件なんですけども、品質が確保されるかどうかといった見方につきましても、見解についてお伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） はい、お答えします。品質管理につきましても、低入札のヒアリング時に品質管理に関する書類を提出いただきまして、町のほうでも御質問いただいて問題ないということで考えております。以上です。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第6号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

議長（石垣正博君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和8年第2回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午 前 11時 33分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員